

プロフェッショナル人材活用補助金のご案内

北部3市（長浜・高島・米原）に事業所を有する県内中小企業等が、新技術への対応や新規事業展開のためのリスキリング推進など、人材育成、事業基盤の強化といった企業の経営課題の解決を図るため、滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、プロフェッショナル人材を活用する場合に必要な経費の一部を補助します。

	雇 用	副業・兼業	
		初めての活用	2回目以降・その他
補助対象事業	<p>滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じてプロ人材を新たに雇用する際に発生する成約手数料を補助します。</p> <p>※プロ人材の直近（転職前）の就業地が3市以外であること。</p>	<p>滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、プロ人材を初めて副業・兼業人材として活用する際に発生する成約手数料、移動費、報酬を補助します。</p> <p>※契約期間は6か月以内に限る。</p>	<p>滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、プロ人材を新たに副業・兼業人材として活用する際に発生する成約手数料、移動費を補助します。</p>
補助対象経費	<p>・滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点と提携する人材紹介会社に対して支払う成約手数料。 ただし、年収450万円以上のプロ人材を雇用する場合に限ります。</p> <p>※プロ人材が雇用開始日より起算して、1年以内に離職または配置転換された場合等は補助金返還の対象となります。</p>	<p>・滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点と提携する人材紹介会社に対して支払う成約手数料。</p> <p>・事業に従事するために県内を訪れる際に必要な移動費（交通費・宿泊費）。 ただし、宿泊費を除く1回の往復が1万円以上の場合が対象となります。</p> <p>・副業・兼業プロ人材を活用する場合の報酬に要する経費（初期費用、事業委託費）。</p>	<p>・滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点と提携する人材紹介会社に対して支払う成約手数料。</p> <p>・事業に従事するために県内を訪れる際に必要な移動費（交通費・宿泊費）。 ただし、宿泊費を除く1回の往復が1万円以上の場合が対象となります。</p>
補助率	1/3以内	4/5以内	<p>・成約手数料 1/3以内</p> <p>・移動費 ①デジタル人材の場合 3/4以内 ②デジタル人材でない場合 1/2以内</p>
補助限度額	50万円	50万円	<p>【成約手数料】 6万6千円</p> <p>【移動費】 50万円</p>
補助対象期間	令和8年5月1日 から 令和9年3月5日 まで		

申請期限：令和9年2月5日(金) ※予算の上限に達した場合は、期限を待たずに募集を停止する場合があります。

補助要件に関してはその他にも条件がございますので、詳しくは下記ウェブページをご覧ください。

滋賀県 商工労働部 労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室
TEL 077-528-3759 E-mail fe0004@pref.shiga.lg.jp
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/350193.html>

